

## GX 推進アドバイザー派遣 実施要領

令和 5 年 8 月 1 日制定

### (目的)

第 1 本事業はカーボンニュートラル実現に向けた社会経済システム全体の変革を成長の機会として捉え、県内中小企業等のグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）を推進し、脱炭素化に向けた動きに遅れることなく、企業価値や競争力の向上が図れるよう、県内中小企業等に GX 推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、GX 経営戦略の策定等を支援することを目的とする。

### (実施体制)

第 2 一般社団法人青森県工業会事務局（以下「事務局」という。）が事業運営を行う。

### (対象事業者)

第 3 この事業の対象となる事業者は、県内に本社又は事業所を有し、GX に関心がある中小企業者とする。

### (対象事業者の選定)

第 4 アドバイザー派遣の支援を受けようとする中小企業者（以下「対象事業者」という。）は、GX 推進アドバイザー派遣申込書（第 1 号様式）を事務局に提出する。

2 事務局は、前項による申込を受けたときは、対象事業者に対して現地調査、ヒアリングを実施することができる。

3 事務局は、申込の内容等に基づき県と協議の上、派遣することが適当であるか判断し、選定結果を対象事業者へ通知する。

### (アドバイザーへの派遣依頼)

第 5 事務局は、前条の規定により派遣が決定した対象事業者への支援について、アドバイザーに対し、申込書を基に派遣を依頼する。

### (派遣時期及び回数)

第 6 事務局は、対象事業者及びアドバイザーと派遣時期及び回数について調整を行う。

### (アドバイザーの義務等)

第 7 アドバイザーは、職務上知り得た対象事業者の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

### (立入調査)

第 8 事務局は、アドバイザーの支援状況を立入調査することができるとともに、ふさわしくない支援状況があった場合は是正を求めることができる。

(報告書)

- 第 9 アドバイザーは、派遣が終了した後速やかに、支援の内容を記載した GX 推進アドバイザー派遣報告書（第 2 号様式）を作成し、事務局に提出する。
- 2 令和 5 年度青森県脱炭素化・カーボンニュートラル関連設備導入支援事業費補助金の申込をする対象事業者に対し、当該支援内容が記載された GX 推進アドバイザー派遣報告書（第 2 号様式）の写しを提供することができる。

(派遣に対する旅費)

- 第 10 事務局は、青森県工業会旅費規程に基づきアドバイザー派遣終了後、GX 推進アドバイザー派遣報告書（第 2 号様式）の提出をもって、アドバイザーに対し旅費を支払う。

(事後調査)

- 第 11 事務局は、アドバイザー派遣終了後の状況把握及び事業利用の効果測定などを目的とした調査を対象事業者に対し、求めることができる。

(運用)

- 第 12 この要領に定めるもののほか、制度の運用にあたって必要な事項は別に定める。

(個人情報の取扱)

- 第 13 事務局は、青森県個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に管理する。

附則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

【様式】

- 第 1 号様式 GX 推進アドバイザー派遣申込書  
第 2 号様式 GX 推進アドバイザー派遣報告書